

支部ニュース

団東京

2011年1月 No. 446

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201

郵便振替00130-6-87399 Tel03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

- 新年のご挨拶 藤本 齊
- 若手弁護士へのメッセージ
 - ・イデオロギー闘争について..... 上条貞夫
 - ・関原先生へ..... 山本英司
- 2010年の街頭宣伝&労働・生活相談会を振り返って..... 中川勝之
- 自由法曹団東京支部第39回総会のご案内と実施要領
- 自由法曹団東京支部選挙管理委員会からのお願い
支部長・幹事推薦のお願い立候補受け付けます
- 自由法曹団に期待する..... 小沢克至
- 「神田司町にいらっしやい ～東京あさひ法律事務所の紹介～」..... 白井 剣
- 東京都青少年健全育成条例改定に対する抗議声明
- 12月幹事会記録
- 日誌

新年のご挨拶

支部長 藤本 齊

新年おめでとうございます。

歴史の習い性のジグザグはしながらも、それでも中南米初め世界のそこここに平和と希望への大きなうねりが、もう少しそのスピードなんとかならんかとは思うものの、明らかに胎動しています。一方、それだけに東アジアの緊張が新たに際立ちます。全くの予想外の事態がここには予感されます。否応なく、沖縄を焦



点としつつ憲法と9条とそして安保をめぐるたたかひの真価が問われる情勢を迎える年になりそうです。

昨年は、世界の水準や基準からみても我が国の司法や行政がどうなのか、色々な局面で問い直されてきました。それらは更に拡がって、労働や普通の生活場面においてもどうなのか、改めて問われる年にもなっていくでしょう。

格差と雇用の問題や、生活と健康をめぐる諸問題、人々の権利と制度的保証をめぐる基礎的再構築の諸課題は、本来一昨年総選挙で示された国民的意思表示の上での最大の問題であった待ったなしの問題であるにもかかわらず、放置状態の中で深刻化が進行しており、年々、私たちが専門家として果たすべき役割がまた一層大きくなっています。

一昨年の政権交代による新政権は、立ち上がりの2,3ヶ月間に幾つかの「国民生活第一」公約を実行しはしたものの、以降、とんとその気配はうすれ、「米国」と「財界」の壁を突破仕切れないのは予想通りだとしても、遂には、首班交代で「国民生活第一」のスローガンはかなぐり捨て、「米国」・「財界」言いなりどころかそれ以上にこれを進んで^{そんたく}付度してあげる路線、即ち、小泉自民政権と「急進性」において競い合ってた時代の元来民主党路線（これは未だ選挙で勝ったことはない路線、即ち曲がりなりにも国民的に選択されたことは一度もないものです。）に転換し、今や国民生活も世界平和の課題もそっちのけでコップの中でのミニ政局に血道をあげるという末期現象を早くも呈しています。

しかし、皮肉なことに、これは、選挙制度改革や国会改革問題が論じられねばならない現在の情勢のもとで見ると、国民生活には実に最大不幸ではある反面、現代日本での二大政党制やこれらの諸改革案の本質について論じ説明しみんなで了解していく上では、何とも格好の素材と状況が実例入りで示されている様なものです。私たち専門家の生かし方が問われているとでも考えないと、救い様、救われ様が既にないのかも知れません。

こうした情勢の中、団支部は、一昨年のオリンピック誘致問題に続き、築地中央卸売市場問題や表現規制条例等の都政に関する諸問題についても発言してきましたが、今年はいよいよ春に都知事選挙・統一地方選挙を迎える年となりました。人々の政治意識と活動が高まるそのとき、専門家としての役割もまた当然高まります。

これらを迎えて2月25・26日、団支部総会です。25日の記念講演に渡辺治氏を招いたのも、一つには当然こういう情勢だということだからなのは勿論なのですが、あわせて、団支部には色々な形で長年協力してきてもらった彼の一橋大学定年退職記念にと考えた次第です（実際、彼の講演活動へのデビューは何十年か前の団支部総会ですし。）。是非、大勢のみなさん、日程を確保しご参加下さい。意気高く2011年をたたかっていく充実した契機にしたいものだ、本当に思います。

では、幹事会・事務局ともども、今年も宜しく。

若手弁護士へのメッセージ

イデオロギー闘争について

東京法律事務所 上条 貞夫

弁護士になって初めて担当した不当解雇事件が、手痛い敗訴。事件は仮処分と本訴が、それぞれ最高裁まで、一敗五連勝となったが復職は実現できなかった。なぜ最初の判決で勝てなかったのか（最初に勝訴していたら、いつか復職出来たかもしれない）。その口惜しさと恥ずかしさ（力不足。一人では何も出来ない）を、いつまでも私は忘れなかった。実はそのことが、その後何十年にわたって心の支えとなった。

いま振り返ってみると、団の素晴らしさは、年齢、性別、経験の違いを超えて、裁判でも運動でも、ここぞというとき、横一線に並んで攻め上げること。横にパスを繋いで、相手のタックルをかわして全員が攻めに回るラグビーを連想する。弁護団に加わって、自分の担当パートを掘り下げながら討議の度に元気が湧く。その繰返しで50余年が過ぎた。

その中で、旭川学力テスト事件の最高裁では、私の担当パート（公務執行妨害罪の成否。大審院の古い判例が残っていて、同じ学テ事件で福岡高裁と札幌高裁が正反対の結論を出した）について、吉川経夫教授から原理論の懇切な手ほどきを受けて口頭弁論に参加した。判決後、弁論の延長戦のつもりで『法学志林』に6年がかり5回連載の論稿を書いた。10年ほど遡ってフランスとドイツの判例理論の形成過程と意味を、忙しい仕事の合間を縫って図書館を駆け巡って調査研究するスリルは格別で、私の元気の源泉となった。

こういう体験から、国家機密法、政党法、小選挙区制、盗聴法など、「外国にも先例があるから」という悪法の企み（とくに中曽根首相の「西ドイツ方式」礼賛の言辞）に対抗して、ナチス以来の西ドイツの反動法制の実体とイデオロギーを、テーマごとに分析批判して『前衛』『科学と思想』『法と民主主義』誌などに公表することが、仕事の合間の痛快な息抜きになった。こうして自分も団のイデオロギー闘争に参加する爽快感があった。

そうこうするうちに、団員弁護士で長野二区選出の日本共産党衆議院議員・木島日出夫さんから話があって、1993年5月、衆議院の政治改革特別委員会の公述人となった。団本部の対策委員会の討議を基に、私なりに調べ上げたドイツの選挙法制の歴史と理論を素材に、小選挙区制導入に反対する意見を述べた。

そうは言っても、私が後から弁護団に入って、その結果が逆転敗訴、あるいは一審敗訴よりもっと悪い敗訴判決となった時の口惜しさ、切なさ（自分が役に立たなかった）は、どうしようもない。私は何回も経験した。しかし、転んでもただでは起きないのが団の伝統だから、その誤判を乗り越える論理を構築して巻き返す。最近では、不法な「派遣切り」を手放しで容認した東京高裁判決を巻き返す論理を追い求めた。図書館に通って、実はドイツ派遣法の出来る前の一時期、派遣が自由とされた中で、だからこそ派遣労働者救済の法理（偽装派遣論）を構築した西ドイツ最上級審の優れた一連の判例があることを知った（ドイツでは、政治事件の判例は酷いが、労働事件の判例には優れたものがある）。そこで、ここは日本にも共通して妥当する筈ではないかと、ポイントを整理して『労働法律旬報』に寄稿した（1685号。2008年12月）。これを、より実践的に組み直して『季刊・労働

者の権利』に寄稿した（284号。2010年4月）。

疲れたとき断片的に思い出すのは、松川闘争などで団の優れた先輩たちの確立した、たたかう原理論（事実、あくまでも事実を。勤労国民とともに。その根底を貫く史的唯物論）。

団は、私にとって、心の大地なのだと改めて思う。

（上記引用の各論稿は、『選挙法制と政党法—ドイツにおける歴史的教訓』1992年新日本出版社刊、『司法と人権』2003年法律文化社刊に、分かれて収録。この二冊は、最高裁図書館と東京三弁護士会図書館に寄贈した。 昨年夏、千代田区労協主催の恒例「千代田ピース・フェスタ」に、私も合唱団「ソレイユ」で前座の合唱に参加したとき、主催者の一人から「先生、この本（『選挙法制と政党法』）、このあいだ神田の古本屋に500円で出ていた。500円ってことはないだろう、と思って買った」とサインを求められた。こういう出会いもまた楽しい。）

関原先生へ

かたくり法律事務所 山本 英司

もう若手と言われる年齢でもないのですが、事務局からのご指名ですので関原先生へのお返事を書かせていただきます。

先生、私のことを覚えておられますでしょうか。私が第一法律事務所に在籍していたころ、何回か先生にお目にかかってお話をうかがったことがあります。先生のお名前を久しぶりに目にして、大変懐かしく感じました。先生は、一見、気難しそうでとっつきにくそうな風貌（失礼！）をしておられますが、一旦話し始めると、とつとつと、ユーモアを交えて、当時は本当に若手だった私に、弁護士としてのご経験や心構えを語ってくださいました。

「一人一人に顔がある」

「保健婦の区議さん」の話は何となく覚えています。そこでの法律相談は私がしばらくの間、引き継がせていただきました。でも「現場主義」は言うは易く行なうは難し。忙しきにかまけて、つい、依頼者を事務所に呼んで事情を聞き取って、一丁上がり……。自分も含めてこのような弁護士は多いですね。でも、刑事事件や公害事件は言うに及ばず、高齢者（特に独居の）の依頼の事件などでも、そのお宅に伺って初めて見えてくる事柄がたくさんあります。言葉のみに頼らず、五感を総動員するという先生のご指摘、インターネットやメールで簡単に事を済ませられる時代にこそ、「現場主義」は益々重要になってきますね。

「論より証拠」

先生は決して、ご自身のご活躍を自慢気に話されたりはしません。冤罪事件弁護団における先生のご活躍も、決して、進んで語ろうとはなさいませんでした。

菅生事件（駐在所爆破事件）のことは若干原稿に触れていますが、先生は白鳥事件においても、目覚しいご活躍をされましたね。先生は照れ笑いを浮かべて、自分ひとりでやったわけではないとおっしゃるでしょうが……。弾丸の旋条痕の不一致や、事件前に試射したという検察側の証人の証言に基づいて、試射したとされる日から2年前後の日時を経過して土中から発見された2個の弾丸が全く腐食していないという疑問点の解明に

について、先生は地道に取り組まれました。「正木ひろし著作集」の中にも、「私の事務所によく出入りしていた関原勇弁護士が・・・私にいろいろと相談をもちかけるので」と、先生が正木弁護士をこの事件に引き入れた様子が書かれています。試射弾丸については、中国で実際に弾丸を埋めて腐食の状況を調べるという実験が行なわれました。日中国交回復前の、しかも海外との行き来がとてつもない困難であった時代に、このような国境をまたいだ実験が行なわれたという弁護団の執念に、素朴に驚いたことを覚えています。

第一法律事務所時代の同僚が、先生を称して「職人」だと言っていました。疑問を感じたら、あきらめしないで、黙々と、納得がいくまで、とことん徹底的に追及する・・・決して派手さはないけれど、その仕事ぶりが万人をうならせる。先生の生き方は腕のいい「職人」そのものですね。例えば変かもしれませんが、「七人の侍」で言えば、先生はさしずめ宮口精二演ずる「久蔵」でしょうか。

「話上手は聞き下手」

先生は『「一を聞いて十を知る」とは、頓知筋の表現で、「聡明で、一部分を聞いて他の万事を理解すること」(広辞苑)いわゆる「頭の回転」が早い秀才をいう。法曹にはこの手の人が多いのではあるまいか』と述べられていますが、「一を聞いて十を知る」ならまだしも、「知ったつもりになる」のは「職人」の対極の姿でしょう。

私が秀才だとは思いませんが、弁護士生活を30年続ける中で、とことん問題点を追及する前に、先が見える、あるいは先が見えた気になって追及をあきらめるという姿勢が表れていないか、自戒しなければなりません。

先生の原稿を読ませていただいて、改めて初心に帰らせていただきました。ありがとうございました。

2010年の街頭宣伝&労働 ・生活相談会を振り返って

事務局次長 中川 勝之

2009年から開始した団支部の街頭宣伝&労働・生活相談会を2010年は合計6回行った。神保町(1月22日)、銀座(3月10日)、高田馬場(4月9日)、巣鴨(6月4日)、上野(7月16日)、中野(12月9日)の各駅前である。秋には後楽園や北千住での実施を予定していたが天候不良等で中止となった。来年実施したい。

街頭宣伝では前半3回は労働者派遣法の抜本改正を訴えた。派遣法の宣伝は5月6日には中央線快速駅前宣伝として、東京、神田、御茶ノ水、四ツ谷、新宿の各駅前で各30分行った。当時は民主党政権が普天間問題で迷走していたが、中身はともかく派遣法改正が必要であるとの世論はあったようでチラシの受け取りは良かった。巣鴨駅前では安心年金つくろう東京連絡会



による年金充実の宣伝に続き、後期高齢者医療制度の廃止を訴えた。上野駅前では緊急課題となった給費制存続を訴えた。ただ、短くどう訴えれば良いか分からず、私はタダ働きはおかしいと訴えた。中野駅前では議員定数削減、派遣法改正、築地市場問題等を訴えた。

労働・生活相談会には、新歓コンパ待ち合わせ会場であった高田馬場駅前と日中暑かった巣鴨駅前を除き、もれなく相談があった。中身は様々で、ほとんどは団員が話を聞いて終了している。事前の宣伝・告知なしだから深刻な相談はないのが通常であろう。

全国的に見れば、毎月あるいはそれ以上の頻度で街頭宣伝を実施している団支部は少ない。東京でも9の日宣伝等の宣伝を実施している事務所もあるが、都民1300万人に団ないし団東京支部の風を吹かせるにはまだまだ不十分である。給費制存続を訴えたビギナーズは最終盤は毎日街頭宣伝をしていた。そうした集中的な宣伝も含め、2011年も街頭宣伝&労働・生活相談会を行っていききたいので、是非ともご協力お願いします。

自由法曹団東京支部第39回総会のご案内と実施要領

新たな年を迎えましたが、多くの路上生活者・就労困難者の存在を知りつつ、何ら根本的な具体的な対策もないままです。「派遣村」という言葉のインパクトも弱まり、貧困が「年末の当たり前の状況」となりつつあります。このような異常な状況の固定化は、何としても打破せねばなりません。

翻って菅民主党政権は昨年の参議院での問責決議を受けて内閣改造という狭い政治問題に終始し、国民生活の改善・向上を真剣に捉えていないとしか思えない混迷ぶりです。

東京都も、1年がかりで都の価値観を押し付ける青少年健全育成条例を通すことに血道を上げる程度で、都民の福祉・生活に何ら目を向けようとしていません。

いまこそ、国民・都民が政治の主人公であることを高らかに掲げる時です。東京都知事選挙・いっせい地方選挙が今年の4月に行われます。血の通った国政・都政を実現するためにどう取り組めばいいか、知恵を集める場として2011年団支部総会に参加しましょう。昔からの温泉地・保養地として名高い熱海で、2010年の疲れを癒して英気を養い、2011年のさらなる戦いに備えて展望を語り合おうと思います。弱者を踏みつけにし福祉を贅沢と切って捨てる「石原都政」路線を転換し、「都民のためになる都政」の実現のためにも長期展望を踏まえた「未来の東京」の在り方を議論する必要があると思います。今回、渡辺治先生にご講演をいただくことになり、非常に時期に合ったお話しがいただけるものと思います。それを踏まえて東京支部独自の活動の構築を考えてゆきたいと思います。

実 施 要 綱

- 1 日 時： 2011 年 2 月 25 日（金）13 時～26 日（土）13 時
- 2 場 所： ホテル池田（熱海市東海岸町 12-40）
Tel 0557-81-9161、Fax 0557-81-8878
熱海駅より徒歩 6 分
- 3 参加費： 17,000 円（会議費、宿泊料、懇親会費こみ。当日現金にて徴収）
なお、2 次会費は別途いただきます。
- 4 総会次第
第 1 日目 午後 1 時～1 時 30 分
開会、議長団選出、支部長挨拶、来賓挨拶、選挙手続きの説明
午後 1 時 30 分～午後 3 時
記念講演：「(仮題) 2011 年の情勢を展望して未来の「東京」の在り
方を考える ― 春の東京都知事選を見据えて」
講演者：一橋大学名誉教授 渡辺治先生

渡辺治先生のプロフィール

東京都生まれ。1972 年 3 月に東京大学法学部政治学コースを卒業後、同年 4 月に法学部公法コースに学士入学。1973 年 3 月に同コースを中退。同年 4 月より東京大学社会科学研究所助手。1979 年 10 月からは東京大学社会科学研究所助教授。1990 年 4 月からは一橋大学社会学部教授。2010 年 4 月一橋大学名誉教授。

午後 3 時～3 時 30 分	質疑応答
午後 3 時 30 分～3 時 45 分	休憩
午後 3 時 45 分～4 時 10 分	議案提案、会計監査報告
午後 4 時 10 分～5 時 30 分	討論
午後 6 時 30 分	懇親会

第 2 日目

午前 9 時～正午	討論
正午～午後 1 時	討論のまとめ、議案・予算採択・決算承認 特別決議採択、役員選出、新旧役員挨拶など

- 5 出欠確認 同封の参加申込書にご記入の上、東京支部までファックスでご返送ください。
1 月 21 日を第 1 次の締め切りとしますので、よろしくお願いします。

- ◎ 特別報告集を作成します。どなたでもご寄稿できます。テーマはご自由です。字数もご自由です（1 頁は 1200～1600 字の予定です。写真は白黒で入ります。）横書きで、題名は必ず付けてください。締め切りは 2011 年 1 月 21 日です。
原稿は東京支部メール（dantokyo@dream.com）にお送りください。
お問い合わせは支部事務局まで。

自由法曹団東京支部選挙管理委員会からのお願い

支部長・幹事推薦のお願い 立候補受け付けます

2010年12月15日の東京支部幹事会をもって、第39回東京支部定期総会（2月25日・26日、熱海ホテル池田）における支部長及び幹事選出のための選挙管理委員会が発足しました。

選挙管理委員会では、支部長及び支部幹事の自薦および他薦（本人の了解必要）を求めています。来る1月27日午後2時までに、東京支部事務局まで、文書にてご提出下さい。

なお、幹事会としての推薦を、1月27日の幹事会で決定しますので、ご意見・ご推薦を当日午後2時までに東京支部事務局までお寄せ下さい。

2010年12月16日

自由法曹団東京支部選挙管理委員会

委員長 與那嶺 慧理

委員 林 治

2010年幹事選出名簿

事務所	名前	事務所	名前
あかしあ法律事務所	笹本 潤	まちだ・さがみ総合法律事務所	鈴木 剛
北千住法律事務所	水田 敦士	東京東部法律事務所	高木 一昌
八王子合同法律事務所	吉田 榮士	しいのき法律事務所	安川 幸雄
東京合同法律事務所	藤本 齊	東京法律事務所	中川 勝之
東京合同法律事務所	高畑 拓	東京法律事務所	今泉 義竜
東京合同法律事務所	洪 美絵	東京法律事務所	小部 正治
東京合同法律事務所	上原 公太	東京法律事務所	滝沢 香
東京本郷合同法律事務所	佐久間 大輔	第一法律事務所	高石 育子
都民中央法律事務所	田中 隆	第一法律事務所	渡邊 淳夫
都民中央法律事務所	松井 繁明	東京南部法律事務所	佐藤 誠一
都民中央法律事務所	瀬野 俊之	東京南部法律事務所	早瀬 薫
四谷法律事務所	山本 真一	クラマエ法律事務所	村田 智子
城北法律事務所	小沢 年樹	代々木総合法律事務所	大崎 潤一
城北法律事務所	小藺江 博之	代々木総合法律事務所	羽鳥 徹夫
城北法律事務所	平松 真二郎	代々木総合法律事務所	須藤 正樹
旬報法律事務所	梅田 和尊	代々木総合法律事務所	横山 聡
旬報法律事務所	新村 響子	代々木総合法律事務所	長澤 彰
旬報法律事務所	島田 修一	三多摩法律事務所	長尾 宣行
渋谷共同法律事務所	森 孝博	三多摩法律事務所	渡辺 隆
渋谷共同法律事務所	萩尾 健太		

自由法曹団に期待する

日本国民救援会東京都本部 事務局長 小沢 克至

日ごろより、国民救援会と救援運動にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

自由法曹団東京支部第 39 回定期総会を迎えるにあたり、「東京支部へ期待することを寄稿してください」との申し出を受けました。正直、どう文章にしようかしばし迷いました。なぜならば、限られた字数で述べるには、私たちが東京支部に期待することはあまりに山ほどあるからです。そして、そのことは、いかにこれまで私たち国民救援会東京都本部が、東京支部からあらゆる点で山ほどの協力・支援を受けてきたかを物語っています。

国公法弾圧 2 事件の弁護団は、東京支部をあげて取り組んだ強力な布陣のもと、東京高裁で画期的な逆転無罪判決を勝ち取った堀越事件の勢いをそのままに、最高裁での歴史に残る「法令違憲・無罪判決」をめざし奮闘しています。過去に闘われた数多くの言論弾圧や選挙弾圧事件の裁判の法廷には、東京支部の先生方の姿が必ずありました。警察による弾圧や干渉があれば、いち早く現場に駆けつけ、反撃の先頭に立ち、弾圧犠牲者とその家族を励ましてくれました。

足利・布川・名張、そのほか今も闘うものや、終結したものを含め、人としての尊厳をかけ、無実の罪を晴らそうと頑張るえん事件では、東京支部の方々が重要な担い手となって、勝利を手繰り寄せてきました。痴漢えん罪に巻き込まれた人や、警察・検察にひどい人権侵害を受けた人が、どうしたらいいのかわからず私たちのもとに駆け込んできた時、親身に相談にのってくれました。

憲法改悪や悪法成立を阻止する取り組みを牽引し、司法改革の推進役となり、この社会のあり方まで見据えて運動を進めてくれました。このほか、書ききれなかったことがたくさんありますが、舌たらずな点、ご容赦ください。

私たちが取り組む言論弾圧事件やえん罪事件は、長く困難なたたかいを強いられ、その一方では迅速に対処する機動力を要求され、しかも往々にして報いられることの少ない事件ばかりです。喜んで引き受けるものともおそらく違うでしょう。しかし、だからこそ、つらい思いや悲しい経験をしながら、意気軒昂に取り組む東京支部の先生方に対して、私たちは深い敬意を抱かずにはられません。

これからも、苦しいときの“神頼み”ならぬ“東京支部頼み”で、被告とその家族を助けてくださいますよう、よろしく願いいたします。

最後に。私たちの組織・財政活動にもまた、東京支部と、多くの団員の方々に主体的に携わっていただいています。学習会の講師をして頂いたり、会員拡大や、年末募金その他の財政的援助を長年にわたり受けてきました。「国民救援会の一員」として力を貸して下さったことにこの場を借りて感謝いたします。

神田司町にいらっしやい ～東京あさひ法律事務所の紹介～

東京あさひ法律事務所 白井 剣(しらいけん)

わが事務所は神田司町(つかさまち)2丁目にある。神田司町には1丁目は存在しない。ただ2丁目だけがある。かつての1丁目は内神田に統合されたらしい。2丁目は行政から町名を守りぬいたのだそうだ。この街で1986年1月にわが事務所は誕生した。

司町2丁目交差点近くの小さなビルに賃借している。4階と3階だ。

エレベータで4階に上がる。4階は所員のためのフロアだ。3分の1が弁護士執務室。3分の1が事務局室。残りは会議室と休憩室だ。

きょうは所外の弁護士が4階に大勢いらっしやっている。銀座眼科事件の被害者弁護団だ。銀座眼科の近視レーシック手術は多数の被害を生んだ。営利優先の劣悪な衛生環境とずさんな手術が原因だ。50余名が提訴に加わった。弁護団も20名をこえる。事務所から石川順子(37期)、藤田陽子(57期)、三浦恵美(61期)が参加している。石川が弁護団長だ。ちょうどいま会議室では石川が所外の弁護士たちと侃々諤々の議論の最中だ。休憩室では三浦を中心に3名が作業をしている。個別原告の資料づくりに三浦は黙々と取り組む。弁護士執務室にも所外弁護士がふたりいる。そのふたりに藤田がテキパキと指示を出す。ふだん無口でおとなしい藤田は、じつは姉御肌だ。

同じ執務室でパソコンを打っているのは事務所代表の鈴木堯博(24期)だ。喧噪を気にせず準備書面の作成に没頭している。鈴木は高尾山天狗裁判の弁護団長を務める。圏央道建設が高尾山の景観や生態系を破壊し大気汚染等の住民被害を生む。この有害で無駄な公共事業にストップをかけようと提起された裁判だ。敗訴判決の連続だが、鈴木はくじけない。勝利の歴史に転換させることがきっとできる、そういう信念を貫こうとする。

4階から3階に目を転じよう。3階は来客用のスペースだ。4つの応接室がある。いまも2組の面談が進行中だ。

1組は管野謙吉(27期)が面談している。管野は保険会社を顧問先にもつ。いまは会社の担当者と笑顔で話に興じている。博覧強記という言葉があるが、管野にふさわしい。どんな話題でも豊富な知識が次々と口から出てくる。管野はかつて薬害スモン東京弁護団の、その後水俣病東京弁護団の訟務を担った。

もう1組の面談は岡村実(42期)がしている。岡村はわが事務所に新人として入所した初めての弁護士だった。いまは薬害イレッサ東日本弁護団副団長を務める。事件弁護団でも事務所運営でもこの人のもつ穏やかでやさしい雰囲気は、忙しさからくる皆の刺々しい気持ちを和らげてくれる。得がたい人だ。

ほかに客員弁護士がいる。土屋英雄教授だ。筑波大学の憲法学者で、精神的自由に関するアメリカ判例研究の第一人者だ。しかも、中国憲法や中国の人権状況に関する研究でも知られる。そのうえ最近、NHK受信料拒否や行政オンブズマンに関する執筆活動にも忙しい。むろん事務所にはめったにいない。

おっと自分を忘れてた。わたし(白井剣, 37期)は東京「君が代」裁判の弁護団員だ。

立って国歌を歌わない教師は懲戒処分をうける。こういうひどい強制は珍しい。中国と北朝鮮と東京都くらいなものだ。裁判所もひどい。ピアノ裁判以来ずっと連戦連敗だ。でもこの連敗は止められる。止めたら反転攻勢だ。止まない雨はない。明けない夜はない。そういつも思う。

おやつ。4階では銀座眼科弁護団の人たちが帰りじたくを始めたようだ。議論も作業も終わったのだろう。食事に行く相談をしているのかも知れない。

神田は安くてうまい店がたくさんある。たまには神田司町にいらっしやい。ご馳走しますよとはけっして言わないけれど、ご案内ぐらいはいたしますよ。

東京都青少年健全育成条例改定に 対する抗議声明

東京都は、本年12月15日の都議会において、青少年健全育成条例を改定した。

その内容は、規制対象の表現が極めて不明確で曖昧であり、表現の自由を侵害ないし萎縮させるものであり、手続的にも拙速で創作・出版等にかかわる者の意見聴取や議論を十分に行っていない重大な瑕疵を含んでいるといわざるを得ない。

- 1 憲法21条の定める「表現の自由」は、表現を通して個人の自己実現を図るにとどまらず、その表現を通じて社会的・政治的な言論の理解を助け、あまねく世論に情報を伝達するという自己統治にも関連する重大な基本的人権であり、民主主義の根幹をなすのである。従って、その規制が憲法上許容される場合があるとしてもそれは必要最低限でなければならない、対象が漠然・不明確であったり、過度に広範な規制は憲法違反となるものである。

しかるに、今回の青少年健全育成条例は、その規制対象が「…性交等を不当に賛美誇張するように描写している漫画等を」「…著しく社会規範に反する性交等を著しく不当に賛美・誇張するように描写しているものを」と規制者の判断が幾重にも入りこむ点で規制対象が漠然とし不明確であり、解釈を適当に拡大させることにより過度の規制を生じる危険が極めて高いと言わざるを得ない。この改定に対し、多くの青少年の表現過程に関与する作家・出版会社などが反対の意思表示をしたのも本条例に起因する表現への萎縮効果が高いことを危惧したからである。付帯決議として、上記規制の適用に際し、慎重な運用・適正な運用に努めるとされているが、このような言い訳的な付帯決議を付けたところで何らかの抑止力になると安易に期待することはできない。

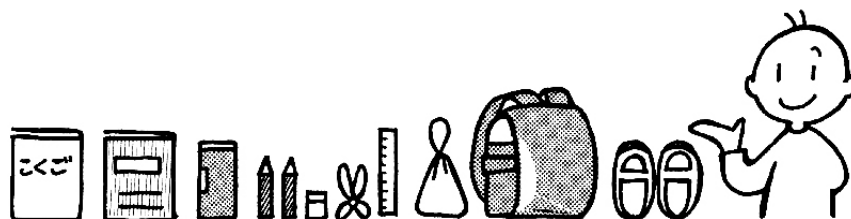
もちろん、青少年が購入・閲覧するのにふさわしくない図画が存在しており、年齢的な発展に応じて提供されるべき表現が存在することは、認められるとしても、しかしながら、その販売・閲覧そのものを規制することは、行政による表現の規制・制限に安易に道を開くことであり、一方、これまでも、図画の販売者による自主規制や販売の抑制等がそれなりに功を奏してきたところでもある。これらの努力を無視して、いわば「上

から」「権力によって」表現を規制し抑制させようとすることは、表現の弾圧による自由な批判の抑圧、言論弾圧に容易に転化し、権力に迎合する表現ばかりが横行する結果を生じる。このような条例の改定は、戦争に至った過去の経験を全く理解せず、頭ごなしの権力的な政治を実施してきた石原都政の本性を露呈している。

- 2 また、東京都が本改定案を議会に提出したのが、議会開会日の直前の11月22日であり、まともに審議をする時間も与えられず、また、関係団体なども十分な意見聴取もされずに法案が秘密裏に作成された。この点議会では、「(2010年3月議会に提出した)従前の改定案と実質的に変わらない。」と釈明したが、そうであれば議会の構成も議員の交代も生じていない議会で審議する意味はないはずである。むしろ、表現の対象を「非実在青少年」から青年も含む人間全体に拡大した点で、規制の対象が拡大されたのであり、十分に審議する必要があったと言わざるを得ない。このような議会軽視・手続軽視のとの態度は民主主義を踏みにじり、都民を愚弄するものと言わざるを得ない。
- 3 また、「従前と同じ案」に対して、態度を反転させた都議会民主党の理解と節操のなさにはあきれの限りである。都議会民主党は、これまでも都立3小児病院の存続を2009年7月の都議会議員選挙で公約として掲げたにもかかわらず、選挙後は廃止に賛成し、築地市場の豊洲への移転についても移転土地獲得費用の予算計上に賛成するなど、背信的な公約違反を重ねている。都議会民主党は、都民への「約束」を遵守し、本条例が全面的に施行される2011年7月1日までに本条例を廃止するよう強く求める。
- 4 以上述べたように、本条例は内容的に表現の自由に対する制限としては、要件が曖昧であり不明確ゆえに無効と言わざるを得ない。また、手続的にも協議時間が短くかつ関係団体からの意見聴取なども極めて不十分であり、適正な手続にのっとっていないため、都民の意見を十分に反映していない。このような実体的にも手続的にも欠陥の多い条例は廃止すべきである。団東京支部は本条例の廃止に向け、諸団体と協力し、全力を挙げて取り組むものである。

2010年12月24日

自由法曹団東京支部 支部長 藤本 齊



1 2月支部幹事会議事録

出席者 10人

第1 報告事項

- 1 特別報告集原稿依頼の進捗報告（1 / 2 1 締め切り 1200 ～ 1500 字）
- 2 次期執行部人事関係
- 3 新入団員（新 8 名、転入 2 名）、団費滞納問題、退団者等について
- 4 支部ニュース 1 月号構成確認（1 月 5 日締め切り、発送 1 月 12 日）
- 5 支部ニュース 2 月号構成案（締め切り 1 月 28 日、発送 2 月 1 日）
※新人・入団者関係は 2 月号を予定
- 6 青少年健全育成条例に対して→支部長声明を出す
- 7 都教育問題（教科書採択問題、裁判関係）
- 8 都政問題マップ（石原都政 12 年）の紹介 ※地評から届く
- 9 支部総会準備進捗
（会場の状況、基調講演渡辺先生との調整：年明け・都の情勢について打診等）
- 10 旗開の確認割り振り

第2 討議事項

- 1 声明、特別決議関係
日の丸君が代、築地移転問題、議員定数削減、その他もう少し検討
- 2 春の新人歓迎ボーリング大会および懇親会企画
4 月ころ実施する方向でどうか。
検討してアンケートを取る
- 3 築地市場移転問題
（1）協同組合内投票（11 月 24 日）で移転反対派が多数を占める
（2）理事選 1 月 15 日、理事長選 1 月予定
年内は無理だが、年明けて落ち着いたら対話を始める
- 4 総会準備
2 月 2 日 13:00 ～ 18:00 事務局会議（議案書最終確認と進行の確認）等

.....

日誌 2010年 12月9日～ 2011年 1月12日

- 12月 9日 9の日街宣・池袋（憲法東京共同センター）
東京支部街頭労働生活相談・宣伝（中野駅前）
- 15日 憲法共同センター幹事会
支部事幹事会・支部学習会
- 17日 憲法会議幹事長・事務局長歓送迎会実行委員会
- 18日 自由法曹団常任幹事会
- 19日 東京争議団総会（ラパス）
- 20日 都民連世話人会（地評）
- 2011年
- 1月 6日 支部事務局会議
- 11日 9の日街宣・新宿（憲法共同センター）
憲法会議幹事会



先生と職員の皆様をお守りしています!

全国弁護士グループの団体所得補償保険

- ◎保険期間中に病気やケガで就業不能になったとき、月々の収入を補償します。
- ◎1年又は2年間安心して療養でき、保険料は25%引き(団体割引25%)です。
- ◎保険期間中無事故の時は、払込保険料の20%が戻ります。
- NEW! ◎所定の精神障害(うつ病等)も補償の対象になります。

【保険料表】

(スタンダードプラン・A型・支払対象外期間7日・

保険期間1年・1口保険料単位:円・保険金額10万円)

◎入院による就業不能支払対象外期間0日タイプや、支払対象外期間4日タイプもご用意しています。

◎傷害による死亡・後遺障害の補償についても、所得補償保険金額の50倍または100倍型で1億円を限度として組み合わせることが出来ます。

◎病気で保険金を受け取っても、継続することが出来ます。(通算支払1,000日まで)

◎最高89歳まで継続が可能です。(新規のご加入は満69歳までとなります。)

◎半年払(1月・7月払込)は、月払より更に6%以上保険料が割安です。

※上表は平成22年12月20日以降加入時(中途加入を含みます。)の保険料です。

☆概要の説明です。詳細のお問い合わせ・資料請求は下記へお願いいたします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3階

TEL 03(3405)8661

<引受保険会社>

株式会社 損害保険ジャパン 本店営業第一部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03(3349)3240

全国弁護士グループ
Japan Lawyers Group

<http://www.zenben.org>

SJ10-07776 (平成22年11月5日作成)